

# 第24回期 第18回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和4年12月17日(金) 午後1時25分から午後2時10分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

会 長	10番	江田 久男
会長職務代理者	9番	八旗 正紀
委 員	1番	小針 充則
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	関根 辰三
同	5番	佐川 健二
同	6番	小室 勝弘
同	7番	薄井 良男
同	8番	鈴木 勝志

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 善一
同 (里白石・福貴作)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	小針 弘之
同 (大 草 )	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	白川 清一
同 (小貫・太田輪)	近藤 近
同 (山 白 石 )	生田目重好
同 ( 同 )	鈴木 輝雄
同 ( 染 )	岡部 多重
同 (中 根 松 )	市川 喜一

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

議案第31号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画  
変更の意見決定について

1件

議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の計画に対する決定について

2件

議案第33号 農業経営改善計画の認定に係る意見決定について

1件

議案第34号 非農地判断について

1件

- 5 農業委員会事務局職員  
 事務局長 坂本 克幸  
 主 事 小松 将広

6 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。          それでは、会長より開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>只今から第18回浅川町農業委員会総会を開会いたします。          雪がちらりちらりと降ってきたのを見ると、冬の到来も目の前に迫って来たな          と思う季節になりました。師走も残すところ2週間という時期になっておりま          す。委員の皆様におかれましては、何かと忙しい時期かと思われます。JAの米          買取価格も去年より3,000円近くも下がり、米農家では来年度の作付けをど          のようにしようかと、不安であると思います。また、各町村の支援等も、決定ま          では至っていないようです。新型コロナ禍も、オミクロン株という新型が世界中に          広がり、情報等によれば毎日拡大していく一方です。委員の皆様におかれまして          は、新年を迎えるにあたり、十分に気を付けていただきたいと思ひます。          本日の提出議案は5件です。また、総会後に農業者等との意見交換会が予定さ          れております。皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますよう宜しくお願い申し上          げ、あいさつといたします。</p>
会 長	<p>本日の出席委員は10名中10名です。          農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第          18回浅川町農業委員会総会は成立しました。          なお、推進委員の出席は11名中11名です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。          浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、          会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、4番、関根辰三委員、5番、佐川健二委員を指名いたします。          次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松          主事を指名いたします。          それでは、議事日程第3、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請          に対する意見決定について、上程いたします。          事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>

会 長	議案第30号①について、浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の調査報告及び、意見を求めます。
石塚委員	<p>はい。浅川・滝輪担当地区の石塚隆晴です。</p> <p>議案第30号農地法第5条①について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*****、*****さん、譲受人、*****、*****さん、以下記載のとおりです。11日、午前11時より地区副担当の小針委員及び譲渡人、譲受人の代理人、近藤不動産の立会いのもと現地にて調査して参りました。</p> <p>*****番*の畑に、一般住宅及び車庫と駐車場4台分を建設したいとのことです。敷地内には公共下水道の水沫が接続されており、町水道も整備されています。雨水は町道と側溝に放流するそうです。</p> <p>調査事項であります一般基準の第1項から10項目までについて該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>申請地の選定理由ですが、町営住宅での友人もおり、浅川町から離れる考えがないとのことで、農地ではあるが、止むを得ず選定したとのことです。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、おおむね300m以内に町役場がある区域にある公共施設至近距離農地ということで農地転用基準の第3種農地と判断しました。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、一般住宅敷地であり適当であると思われます。転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和4年8月末までとされており該当しません。行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、建築基準法等について許可見込であり該当しません。法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっており、申請地のみの計画のため該当しません。事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、一般住宅敷地として適当な面積であり該当しません。申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、一般住宅が目的ですので該当しません。転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、農地</p>

	<p>の拡がりはなく支障ありません。なお、汚水は公共下水道による処理、雨水は自然浸透及び既設の U 字型側溝に誘導して排水する計画となっております。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので、質疑を許します。議案第 30 号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。議案第 30 号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第 30 号、農地法第 5 条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に同じく、議案第 30 号、農地法第 5 条②について上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p><b>【議案朗読】</b></p>
会 長	<p>議案第 30 号②について、浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の調査報告及び、意見を求めます。</p>
石塚委員	<p>はい。浅川・滝輪担当地区の石塚隆晴です。</p> <p>議案第 30 号農地法第 5 条②について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*****、*****さん、譲受人、*****、*****さん、以下記載のとおりです。12 日、午前 19 時より地区副担当の小針委員及び酒井委員及び譲受人の他 2 名、立会いのもと現地にて調査して参りました。</p> <p>*****番*の畑と*****併用地に、一般住宅駐車場 8 台分を建設したいとのことです。汚水は公共下水道の接続し、雨水は敷地内に自然浸透するという事です。</p> <p>調査事項であります一般基準の第 1 項から 10 項目までについて該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>申請地の選定理由ですが、現在住んでいる場所から近い場所にあり、通勤・通学の面から良い環境であり、他の候補地では資金計画等を勘案すると立地の面から、適した土地が他になく、止むを得ず選定したとのことです。</p>

まず、立地基準となる農地の区分につきましては、おおむね300m以内に町役場がある区域にある公共施設至近距離農地ということで農地転用基準の第3種農地と判断しました。

次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、一般住宅敷地であり適当であると思われます。転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和4年10月末までとされており該当しません。行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、建築基準法等について許可見込であり該当しません。法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、併用地と一体として利用する計画がなされているので問題ありません。事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、一般住宅敷地として適当な面積であり該当しません。申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、一般住宅が目的ですので該当しません。転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、農地の拡がりはなく支障ありません。なお、汚水は公共下水道による処理、雨水は自然浸透させる計画となっております。以上です。

会 長

地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので、質疑を許します。  
議案第30号②について、質疑ございませんか。

(「異議なし」の声)

会 長

質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。  
議案第30号②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会 長

全員賛成ですので、議案第30号、農地法第5条②は許可相当と意見決定いたします。

次に、議案第31号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更の意見決定について上程いたします。

事務局より議案の朗読及び説明を求めます。

事務局長	<p>【議案朗読】</p>
事務局長	<p>引き続き説明申し上げます。</p> <p>本申請地は、楽天モバイルの無線基地局として利用することによって、みなさんに配布している資料のとおり、すでに事業が完了しているものになります。</p> <p>基本的には農地を農地以外のものにする場合は、農地転用許可がなければ事業を実施することは出来ませんが、今回の事業については、先ほど議案書で読み上げた通り、転用許可不要の事業となります。</p> <p>許可不要の理由につきましては、農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条第1項第16号、また、福島県農業担い手課が出しております、農地法事務処理の手引きにおいて、認定電気通信業者等が電話回線施設や無線基地局を建設する場合においては、転用許可を要しないこととしています。</p> <p>今回の農用地区域からの除外については、事業実施前から県と協議しており、事業が完了したことで、確実に無線基地局として利用することとなるため、使用する面積のみを申請するものです。</p> <p>以上を考慮いただき、農業委員会として、農用地区域からの除外について異議ないかご審議いただき、意見の決定をいただきたいと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第31号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第31号①について、許可相当と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第31号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更①は異議なしと意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第32号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画の作成に対する決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p>
事務局長	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の****さんは棚倉町の認定農業者であります。</p> <p>今回利用権を設定しようとする田んぼは、これまで同当事者間で基盤法による利用権設定をしていましたが、設定期限を迎えるので、利用権の延長をするために計画書が提出されています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、</p>

	<p>1、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。</p> <p>2、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</p> <p>3、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。</p> <p>のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われ れます。以上です。</p>
会 長	この集積計画に対して、小貫・太田輪地区推進委員の近藤近委員の意見を求め ます。
近藤委員	はい。小貫・太田輪地区推進委員の近藤近でございます。 只今、事務局から説明がありました通り、今回集積計画は問題ないと考えます。 以上です。
会 長	事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第32号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、質疑ございませ んか。
	(「異議なし」の声)
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第32号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、決定することに 賛成の農業委員は挙手をお願いします。
	(挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第32号、農業経営基盤強化促進法第18条②につい ては許可決定いたしました。 次に、同じく議案第32号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定について 上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	<b>【議案朗読】</b>
会 長	議案の審議に入る前に、議案第32号、農業経営基盤強化促進法第18条②につ いては、薄井良男委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する 法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議から終了 まで退席していただきます
	(薄井良男委員退室)
会 長	事務局より議案の説明を求めます。

事務局長	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>設定人、****さんと被設定人、薄井良男さんは親子関係にあります。</p> <p>今回の利用権設定に至った経緯ですが、平成3年に農業者年金を受給するために、息子である良男さんに農地法第3条において使用貸借権を結び、農地を経営移譲した経緯があり、今回は使用貸借権の再設定をする形となります。</p> <p>今回、再設定を行う理由ですが、使用貸借権の契約締結をしてから20年以上経ち契約期間が過ぎたため、一度農地を農業者年金受給者である**さんに返却し、再度、良男さんに利用権の設定をすることで特定対象処分農地から外れる形となります。特定対象処分農地から外れると、農地転用等があった場合でも農業者年金支給停止になることがありません。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件はいずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>この集積計画に対して小貫・太田輪区推進委員、近藤近委員の意見を求めます。</p>
近藤委員	<p>事務局から説明がありましたとおりで、今回の集積計画は問題ないものと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第32号、農業経営基盤強化促進法第18条②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第32号、農業経営基盤強化促進法第18条②について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第32号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画②については許可決定いたしました。</p> <p>議事が終了しましたので、薄井良男委員に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>(薄井良男委員着席)</p>
会 長	<p>薄井良男委員に報告します。議案32号、農業経営基盤強化促進法第18条②は原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、議案第33号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>

<p>事務局長</p>	<p>引き続き説明いたします。</p> <p>今回の案件は、農業経営改善計画書の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。計画の認定にあたっては、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。</p> <p>皆様のお手元に計画書の写しを配布してありますので、ご覧いただきたいと思っております。1枚目をご覧ください。*****さんは水稲及び飼料用トウモロコシによる経営規模拡大を図り、農業経営で所得の安定を図る目的で申請書が出されています。</p> <p>営農類型は稲作です。構想に沿った計画であるかですが、5年後の目標が年間農業所得370万円、年間労働時間は1,800時間であり、2枚目の③～⑥にありますとおり、目標達成のための措置も各項目記載がなされております。この措置を講ずることにより②の(1)から(3)までを実現し、目標へ到達する計画です。浅川町農業委員会として、*****さんの経営改善計画書は基本的な構想に沿ったものであると認め、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。</p> <p>なお、計画書の写しについては個人情報関係上、回収させていただきますので、審議終了後は机上に残してお帰りいただきますようお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>本申請人は福貴作地区の方となりますが、福貴作地区推進委員、我妻秀雄委員の方で意見がありましたら発言願います。</p>
<p>我妻委員</p>	<p>はい。福貴作地区推進委員の我妻秀雄です。</p> <p>申請人、*****さんは50歳代前半ですが、今年の10月で会社を退職しまして、専業で農業経営に従事したいとのこと。今までも農業には長年携わってきており、農業の知識、経験も豊富な方でもあります。さらなる水田の規模拡大、畑のデントコーン作付け等、積極的に取り組み農業による自立をし、収入の安定を目指したいとのこと。今後は地区の農業にとっても受け手になってもらえるものと期待しております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第33号①について質疑を許します。質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第33号①の認定について、意義なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第33号、農業経営改善計画の認定に係る意見①については異議なしと意見決定いたしました。</p> <p>次に、議案第34号、非農地判断について、上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>

事務局長	【議案朗読】
事務局長	<p>皆様に8月から9月末にかけてご協力いただいた農地利用状況調査において再生不能、いわゆる「B分類」と判断されたものについて非農地判断するため今回議案にかけさせていただきました。</p> <p>農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3(3)ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。</p> <p>今回、議案にかけられた田179筆、90,877.00㎡、畑138筆、82,534.96㎡、合計317筆、173,411.96㎡については、雑木などが生い茂った農地の他に、狭小地や傾斜地に属する利用が困難な農地を含めた、非農地判断しても支障のないものと考えられるものになります。</p> <p>今回、議決されますと、所有者のほか法務局、県および町課税部局に非農地判断された旨の通知をし、農地台帳の整理がなされることとなります。</p> <p>なお、所有者に対する通知には国の定める様式とは別に、Q&amp;Aを添える形で送付したいと考えております。</p> <p>以上、皆様方のご審議、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局より議案の朗読及び説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第34号について、質疑ございませんか。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第34号、非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しない非農地と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第34号、非農地判断については決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p>
会 長	<p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局長	<p>次回総会1月14日(金)午後1時30分予定。</p> <p>このあと午後2時半より、農業者等との意見交換会を開催します。会場作成のため一旦退室願います。</p> <p>続いて経営状況等に関する調査について事務局より説明いたします。</p>
小松主事	<p>この調査については、現在、みなさんお願いしております人・農地プラン実質化において、各地区の地図を作成する際に利用しているアンケートとなっております。</p>

	<p>ます。内容については、経営している農地面積や年間の従事日数、今後の農地利用について、後継者の有無等を調査するものとなっており、調査対象は昨年の調査結果より農業経営を実際に行っている方が調査対象となっています。</p> <p>みなさんには、すでに机の方に調査票の入った封筒をお配りしておりますが、農事組合ごとに振り分けてありますので、各農事組合長に配布していただくようお願いします。調査票の提出の流れですが、組合員から組合長への提出が1月7日（金）まで、組合長から農業委員への提出が1月12日（水）まで、農業委員から事務局への提出が総会のある1月14日（金）となります。</p> <p>なお、農事組合に入っていないが、農業を営んでいる方については、事務局から直接調査票を送付しており、提出期限が1月17日（月）となっております。事務局からは以上です。</p>
事務局長	<p>この後の意見交換会につきましては、活動記録簿への記載を忘れずお願いします。今年度の活動実績に反映してくるので、農家さんからの相談にのったことや、調査票の配布時に相談されたことなど、人・農地プランに関係することは忘れずに記載していただくようお願いします。</p>
会 長	<p>事務局より連絡事項終わりましたが、委員の皆さんから何でも結構ですので何かありましたならお願いします。</p>
会 長	<p>ないようですので、以上を持ちまして第18回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願います。礼。ご苦労様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)